

仕様書原案に関する意見及び回答書

件名：エコチル調査データ管理システムの更改及び運用保守業務

項目番号	該当文書	該当箇所	仕様書原案の記載内容	仕様書原案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答内容
1	調達仕様書	1. 6. 作業スケジュール	2028年 4月 リリース 2028年 4月～ 運用・保守	仕様書にて要求される業務及び機能については、2028年3月末までの開発期間内に確実に稼働できる状態であることが必須であると認識でよろしいでしょうか。	本調達での開発範囲と期間を明確化するため	2028年4月には運用を開始する想定ですが、詳細は要件定義のフェーズで決定していきます。また本業務全体として、より有効と考えられるプロジェクトの進め方の提案も可能とします。
2	調達仕様書	4. 10. クライアント環境 (2)	(2) 機器と不可分のソフトウェア、またセキュリティ上必要な備品等はすべて本調達に含めること。	PC等のHW製品について、調達方法（購入やレンタル・リース等）や導入タイミングは応札事業者の提案に委ねられていると認識していますが、相違ございませんでしょうか。	貴研究所の調達目的に資する最適な提案を検討するために情報提供を頂きたい意図です。	PC等のHW製品について、NIESの資産となるものではなく請負者から提供されることを想定しています。導入タイミングは応札事業者の提案に委ねられますが、具体的な導入日時についてはNIES及び各拠点と協議のうえでお願い致します。

項番	該当文書	該当箇所	仕様書原案の記載内容	仕様書原案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答内容
3	調達仕様書	4.10. クライアント環境 (4)	本番の機器展開作業は全拠点一斉切替えとし、業務への影響を可能な限り抑えるよう日程調整の上、実施すること	端末展開作業において、全国拠点での作業品質を均一化するため、以下項目においても追加のご検討をいただくことは可能でしょうか。 ----- 1、専任の統制チームを設置し、標準化された作業手順および品質管理プロセスを策定・運用すること。 2、統制チームは進捗管理、品質監査、トラブル対応を一元的に実施し、全国規模での均一な品質を保証すること。	展開作業における作業品質向上のため	8項「入札参加に関する事項」など本調達仕様書全体を通じて品質管理を要求しております。統制チームの設置等は各事業者の提案に寄るものと考えています。執行体制全般について提案いただいた場合には総合評価の中で内容を踏まえた評価とさせていただきます。
4	調達仕様書	4.10. クライアント環境 (5)	(5) クライアント環境について、必要に応じて、現地における現行システム機器の設置状況、LAN配線、電源、IP情報等について事前に現地調査または書面によるヒアリングを行うこと。	以下の作業が必要となる認識ですが、よろしいでしょうか。 ----- ヒアリング結果を基に、新機器のNW接続が可能となるためのセキュリティに関する情報を事前に各ユニットセンター(44拠点想定)と調整し、必要に応じて申請に必要となる情報を連携すること。	作業前における調整内容を明確にすることで見積算出の正確性を向上するため	以下の通り追記致します。 「(5) クライアント環境について、必要に応じて、現地における現行システム機器の設置状況、LAN配線、電源、IP情報等について事前に現地調査または書面によるヒアリングを行うこと。また、導入する機器を各拠点内ネットワークに接続するあたり、各拠点と調整のうえ、必要に応じて各拠点が各組織内の申請に必要な情報を連携すること。」
5	調達仕様書	4.10. クライアント環境 (4) (5)	(4) クライアント環境の整備に当たっては機器展開計画書を作成し、NIESの承認を受けること。なお、機器展開の前提として、各拠点の拠点内ネットワークを介して外部インターネット回線へ接続するため、本調達で導入するネットワーク機器と上位ネットワークの疎通確認を事前に実施ユーチル調査データ管理システムの更改及び運用保守業務一式し、確実な機器展開に備えること。なお事前疎通確認は各拠点の業務に影響を与えないよう拠点と日程調整の上、実施すること。本番の機器展開作業は全拠点一斉切替えとし、業務への影響を可能な限り抑えるよう日程調整の上、実施すること。 (5) クライアント環境について、必要に応じて、現地における現行システム機器の設置状況、LAN配線、電源、IP情報等について事前に現地調査または書面によるヒアリングを行うこと。	回線の新設を44拠点向けに行う事は可能でしょうか。既存回線流用ですと、各拠点に対しての確認・調査なども必要となり、状況によっては各大学の既存回線の変更などを調整する必要が考えられます。 導入の安全性や期日までの切り替えを考える場合、新規回線の新設もご検討いただけますと費用感も抑えつつ安全な移行につなげられるかと考えております。 新設する回線に接続用のルータをご用意し、配下にPC、プリンターなどを設置するというイメージで考えております。	保守内容の検討の為。	現行システムで各拠点の既存回線を使用しており、本システムにおいても引き続き使用する想定です。請負者において各拠点に回線を新設する提案を妨げるものではありませんが、各拠点との調整は請負者において実施し、その場合の回線費用も本調達に含みます。なお、各拠点はNIESと異なる組織のため現時点で各拠点における回線新設の対応可否は不明です。
6	調達仕様書	4.12. 機器撤去作業	請負者は、本システム運用終了時等における該当機器の撤去及び回収、データ消去等必要な各種作業について、機器撤去計画書を作成し、NIESの承認を受けて、撤去作業を行うこと。	以下の作業が必要となる認識ですが、よろしいでしょうか。 ----- データ消去は各拠点から持ち出す前にソフト消去(NIST規格準拠2回程度)を実施してから持ち出すこと。またソフト消去不可の場合はハード消去(磁気破壊または物理破碎)を実施したうえで持ち出すこと。	セキュリティ向上のため	以下の修正の上、具体的な対応方法の詳細は、要件定義のフェーズで決定していきます。 3.18. 保守に関する事項 (6) ハードウェアの保守 エ. 正保守 に記載の内容と同様に事前にNIESから承認を得た技術的安全対策を確実に施すことを前提に持ち出し後にデータを消去することも可能です。 データ消去については以下の通り追記致します。 「請負者は、本システム運用終了時等における該当機器の撤去及び回収、データ消去等必要な各種作業について、機器撤去計画書を作成し、NIESの承認を受けて、撤去作業を行うこと。データ消去については各セキュリティ要件を満たすこととし、当該機器に対してデータ消去を確実に実施すると共にそれを証明できる資料をNIESに提出すること。」

項目番号	該当文書	該当箇所	仕様書原案の記載内容	仕様書原案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答内容
7	調達仕様書	5.3. 作業場所 (1) 業務の実施場所 ウ 設計・開発、運用・保守業務の業務実施場所	設計・開発、運用・保守業務の業務実施場所を「表 3 実施場所の一覧」に示す。 設計・開発 請負者のオフィス 運用・保守 請負者のオフィス及び NIES が指定する場所	システム開発後から個人情報を取り扱う範囲においては、個人情報保護法に基づく物理的安全管理措置（ガイドライン10-5）に従い、自社拠点内に本システム専用部屋を設けることによるセキュリティ強化のため、以下要件を満たす必要があるという認識でよろしいでしょうか。 防犯カメラ（入退室管理） 認証装置（入退室アクセス制御） 内部ネットワーク※（外部からの不正アクセス防止） ※保守拠点内のネットワーク	セキュリティ強化が図られると考えるため	ご質問の点について、具体的な対策については調達仕様書の以下項目をご確認いただき、各要件が満たされることをご確認ください。 ・6.2. 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準 ・6.4. 法令等の遵守 また、以下項目に記載の通り本業務においてNIESの承認を得ることとしています。 5.3. 作業場所 (2) 諸設備、物品等資源 ア セキュリティポリシー
8	調達仕様書	8.3. 複数事業者による共同入札 (1)	複数の事業者が共同入札する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同入札の代表者を定めること。また、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。	本案件は、構築費用、機器調達、ソフトウェアの導入、および長期にわたる運用保守業務を一体として調達する性質を有しております。 一時的かつ変動的なコスト（開発費用、クラウド利用費用、ライセンス費用等）の平準化は、NIES様における予算執行の柔軟性を高める上で極めて重要であると拝察いたします。 つきましては、それらの費用を一体化し、契約期間全体にわたりて月額または年額のサービス利用料として平準化可能な「賃貸借契約（または賃貸借を含む契約）」の適用をご検討いただきたく存じます。 その際、システム開発事業者、リース会社、NIES様による「三者間契約」をご容認いただくことで、リース会社がファイナンスを提供し、システム開発事業者が開発・運用を担う、効率的かつ強固な体制を構築することが可能となります。	契約方式の明確化のため	本案件は、調達仕様書記載の通り共同企業体での入札参加も可としています。ご提案の内容については詳細が不明であるため回答できかねますが、コストの平準化については、初期構築終了後の契約額総額を運用保守業務開始後の月数である 60 ヶ月で割り、令和 10 年 4 月から毎月毎に均等の支払いを行うことを想定しております。
9	別紙1 要件定義書	3.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 (2) ユーザビリティ要件 表8 ユーザビリティ要件 No. 2	No. 2 ・画面サイズや位置を変更できること。	誰がいつ変更できることを明示的に示したほうが良いと考えます。理由としては、例示したような2通りの解釈が可能なためです。 例) ・利用者が画面を操作する際に、画面サイズや表示位置を変更できること。 ・要件に応じてシステム構築時に画面サイズや位置を変更した構築ができること。	利用者が自由に変更できることなのか、システム構築時の変更なのかが不明なため。	以下の通り追記致します。 「・利用者が画面を操作する際に、画面サイズや位置を変更できること。」
10	別紙1 要件定義書	3.2. システム方式に関する事項 (2) クラウドサービスの選定、利用に関する要件 ウ	情報資産を管理するクラウドサービスの設置場所に関しては、国内であることを基本とする。設置場所の考え方についてはクラウド方針を参照すること。	「クラウドサービスの設置場所」を「クラウドサービスプロバイダのデータセンターの場所」に変更することを提案いたします。	ここでいうクラウドサービスの設置場所とはクラウドサービスプロバイダのデータセンターを意味するため、左のように表記したほうがわかりやすいと思います。	以下の通り変更致します。 「ウ 情報資産を管理するデータセンターの設置場所に関しては、国内であることを基本とする。設置場所の考え方についてはクラウド方針を参照すること。」

項番	該当文書	該当箇所	仕様書原案の記載内容	仕様書原案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答内容
11	別紙1 要件定義書	3.2. システム方式に関する事項 (2)クラウドサービスの選定、利用に関する要件 カ	情報資産を国外に設置されるクラウドサービスに保管する際の考え方についてはクラウド方針を参照すること。	「国外に設置されるクラウドサービス」を「国外のデータセンター」に変更することを提案いたします。	ここでいう情報資産の保管場所はクラウドサービスプロバイダのデータセンターであるため、左のように表記したほうがわかりやすいと思います。	以下の通り変更致します。 「カ NIESの指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。情報資産を国外のデータセンターに保管する際の考え方についてはクラウド方針を参照すること。なお、利用者がアクセス可能な部分を除き、国外から情報資産へアクセスする場合も日本国外への持ち出しに該当する。」
12	別紙1 要件定義書	3.2. システム方式に関する事項 (2)クラウドサービスの選定、利用に関する要件 キ	障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のクラウドサービスに移管されないこと。	「クラウドサービス」を「データセンター」に変更することを提案いたします。	ここでいう情報資産の移管先はクラウドサービスプロバイダのデータセンターであるため、左のように表記したほうがわかりやすいと思います。	以下の通り変更致します。 「キ 障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンターに移管されないこと。」
13	別紙1 要件定義書	3.2. システム方式に関する事項 (2)クラウドサービスの選定、利用に関する要件 ケ	ケ SaaS サービスの選定に関する参考事項 ・今後、利用者の拡大が見込まれることから、今後の発行アカウント数の拡大時の安定稼働や運用費用の抑制等の観点から、本調達の趣旨に適したクラウドサービスを利用すること。	発行アカウント数の具体的な想定しうる上限値の数値を記載いただけますでしょうか。また、「利用者」とは調査参加者のみを指すか、システムを利用する職員なども含むのかを明示的に示していただきたく、ご検討をお願いいたします。	適切な見積をご提示するため。	以下の通り追記致します。 「今後、利用者の拡大が見込まれることから、今後の発行アカウント数の拡大時の安定稼働や運用費用の抑制等の観点から、本調達の趣旨に適したクラウドサービスを利用すること。なお、拡大時のアカウント数の上限も1.2. (1) 「表2 本システムの利用者数（想定）」に示す利用者数の範囲を想定する。」
14	別紙1 要件定義書	3.2. システム方式に関する事項 (4)機器等の設置方針	「本システムはクラウドサービスを前提としているため、設置場所についてはクラウドサービスプロバイダの提供する場所となるが、その際は日本国を選択すること。なお、」	左の文言を削除することを提案いたします。	クラウドサービスのインフラに係る機器等については、クラウドサービスプロバイダが管理責任を負います。それによって、お客様はインフラ管理に費やしていたリソースを最も重要な業務に充當することができます。データセンターの場所はお客様の選択に委ねられており、「(2)クラウドサービスの選定、利用に関する要件」に場所の要件が示されているため、ここはクラウド以外の機器の設置要件として整理できると思います。	データセンターの設置場所に関しては、 3.2. システム方式に関する事項 (2) クラウドサービスの選定、利用に関する要件に規定済みでしたので、以下の文一文を削除致します。 「本システムはクラウドサービスを前提としているため、設置場所についてはクラウドサービスプロバイダの提供する場所となるが、その際は日本国を選択すること。なお、」

項番	該当文書	該当箇所	仕様書原案の記載内容	仕様書原案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答内容
15	別紙1 要件定義書	3.3. システム規模に関する事項 (1) 規模に関する前提条件 ア	ア 運用期間中において利用予定範囲を超過することがないよう、システムの縮退を検討するために必要となる情報収集等の仕組み（クラウドサービスの課金状況やリソースの利用量の監視、一定の閾値を超えた場合のアラート処理等）を設けること。定量的に計測したデータについては、ダッシュボード等による状況の可視化を行うこと。また、リソース利用状況に基づいたリソース見直しを行う点に留意し、情報収集の仕組みについても修正可能とすること。	SaaS利用の場合にリソース利用状況によって料金は変動しない場合においても本要件は必須でしょうか。コスト管理目的なのか、性能や安定性の監視目的なのかを明示的に示していただきたく、ご検討をお願いいたします。 「SaaS利用の場合はリソース利用状況によりコストに変動がない場合は必須ではない」等の記載を追記いただくことは可能でしょうか。	適切な見積をご提示するため。	コスト管理と性能管理の両面で記載しているものです。ご意見を踏まえ、以下の通り追記致します。 「ア 運用期間中において利用予定範囲を超過することがないよう、システムの縮退を検討するために必要となる情報収集等の仕組み（クラウドサービスの課金状況やリソースの利用量の監視、一定の閾値を超えた場合のアラート処理等）を設けること。定量的に計測したデータについては、ダッシュボード等による状況の可視化を行うこと。また、リソース利用状況に基づいたリソース見直しを行う点に留意し、情報収集の仕組みについても修正可能とすること。なお、SaaS利用の場合などリソース利用状況によりコストへの変動やサービスレベルへの影響がない場合は必須ではない。」
16	別紙1 要件定義書	3.3. システム規模に関する事項 (6) 機器数及び設置場所	本システムにおけるクライアント環境は本業務の調達時点から変更となる可能性がある。	弊社側からの変更契約の依頼が発生する前提の認識とさせていただきます。	機器の調達が2年後(令和9年)の為、当初提案した機器の生産がなくなっている可能性がある為。	弊所からか事業者側かに関わらず、仕様書等の変更が生じる場合は変更契約の対象となります。
17	別紙1 要件定義書	3.3. システム規模に関する事項 (7) ネットワークケーブルの新規敷設及び回収	本システムで必要となるネットワークケーブルの敷設を行うこと。なお、具体的な敷設本数及び敷設場所については、「(6) 機器数及び設置場所」を踏まえて今後決定予定である。	ケーブル敷設作業を以下のとおり想定しておりますが、問題ございませんでしょうか。 ----- ネットワークケーブルの敷設は以下のネットワーク機器を接続する4本の床上敷設を想定とする。 またこれらのネットワーク機器は同室内であることとする。 ①各ユニットセンター等接続口～ルータ ②ルータ～スイッチ ③スイッチ～PC ④スイッチ～プリンタ -----	作業範囲を明確にすることで見積算出の正確性を向上するため	以下の通り追記致します。 「本システムで必要となるネットワークケーブルの敷設を行うこと。なお、具体的な敷設本数及び敷設場所については、「(6) 機器数及び設置場所」を踏まえて今後決定予定である。敷設作業については、各機器を設置するまでに完了させることとし、不要となった既設ネットワークケーブルについてはNIESまたは各拠点が指定する場所へ回収すること。その際に必要な調整については現行システム関係者及びユニットセンター等各拠点と調整の上で実施すること。敷設作業は拠点内ネットワーク接続口、ルータ、スイッチ、端末、プリンタの間の同室内の床上敷設を想定とする。なお、ネットワークケーブル敷設及び回収において、ケーブルの損傷等を防止するための整線までは行うものとし、工事作業は実施不要である。ただし、工事の実施が望ましいと確認できた場合は、その旨をコアセンターへ報告すること。」

項番	該当文書	該当箇所	仕様書原案の記載内容	仕様書原案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答内容
18	別紙1 要件定義書	3.3. システム規模に関する事項 (7) ネットワークケーブルの新規敷設及び回収	不要となった既設ネットワークケーブルについては回収すること。	ネットワークケーブルの回収作業につきまして、以下のとおり認識でよろしいでしょうか。 不要となった既設ネットワークケーブルについては撤去すること。ただし、天井・床下配線のような工事が発生する場合は対象外とする。 撤去したケーブルについては、お客様指定場所への移動を行うこと。	持ち帰り等の回収の場合、産廃扱いに該当するため	ご意見を踏まえ、以下の通り追記致します。 「本システムで必要となるネットワークケーブルの敷設を行うこと。なお、具体的な敷設本数及び敷設場所については、「(6) 機器数及び設置場所」を踏まえて今後決定予定である。敷設作業については、各機器を設置するまでに完了させることとし、不要となった既設ネットワークケーブルについてはNIESまたは各拠点が指定する場所へ回収すること。その際に必要な調整については現行システム関係者及びユニットセンター等各拠点と調整の上で実施すること。敷設作業は拠点内ネットワーク接続口、ルータ、スイッチ、端末、プリンターの間の同室内の床上敷設を想定とする。なお、ネットワークケーブル敷設及び回収において、ケーブルの損傷等を防止するための整線までは行うものとし、工事作業は実施不要である。ただし、工事の実施が望ましいと確認できた場合は、その旨をコアセンターへ報告すること。」
19	別紙1 要件定義書	3.4. 性能に関する事項 (1) 性能を考慮する対象 オ ディスプレイ	本システムで使用するディスプレイについては、以下を参考に導入すること。 ・具体的な調達仕様については、今後の導入作業実施前にNIESと調整を行うこと。 ・縦回転可能であること（24型以上）	「24型」と表記される製品は、実際には23.8型前後を含むのが一般的です。そのため、「24型以上」とすると提案可能な製品の幅を狭めてしまうため、「24型相当以上」に変更いただくことは可能でしょうか。	提案可能な製品の選択肢が限定されるため	以下の通り追記致します。 「オ ディスプレイ 本システムで使用するディスプレイについては、以下を参考に導入すること。 ・具体的な調達仕様については、今後の導入作業実施前にNIESと調整を行うこと。 ・縦回転可能であること（24型相当以上）」
20	別紙1 要件定義書	3.4. 性能に関する事項 (1) 性能を考慮する対象 カ プリンター	印刷速度 A4片面34枚／分、両面25枚／分	印刷速度 A4片面34枚／分、両面18枚／分 もしくは、両面分の記載を削除いただくことは可能でしょうか。	両面での速度について、メーカー情報非公開となり提案可能な製品の選択肢が限られるため	以下の一文を削除致します。 「両面25枚／分」
21	別紙1 要件定義書	3.15. 引継ぎに関する事項 (4) クラウドサービスを利用する場合の引継ぎ	本システムでは、本調達の契約期間終了後も、クラウドサービスの契約期間終了前に契約の延長又は他の引継ぎ先事業者への引継ぎ等を行うことで、クラウドサービスをそのまま継続利用することを想定している。引継ぎに際しては、必要に応じて引継ぎ先事業者及びクラウドサービスプロバイダとの間で書面による契約等を行い、かかるべく管理者権限の引渡し等を行うこと。	左の要件の文末に「そのため引継ぎ先事業者はクラウドサービス事業者から再販の認定を受けていること。または、ディストリビュータ経由等でクラウドサービスの再販が可能であること。なお、引継ぎの期間はNIESと別途調整すること。」を追記することを提案いたします。	クラウドの場合、再販の資格を有しているなどの条件のもとでアカウントが引き継ぐことができるで円滑にクラウド環境を引き継げるよう明記したほうがよいと思います。	ここでいう引継ぎ先事業者とは、本調達の契約期間終了後に次の調達において運用・保守業務を引き継ぐ事業者を想定しています。様々な事業者により条件が異なることが考えられるため、ご意見を踏まえつつ以下の通り追記致します。 「本システムでは、本調達の契約期間終了後も、クラウドサービスの契約期間終了前に契約の延長又は他の引継ぎ先事業者への引継ぎ等を行うことで、クラウドサービスをそのまま継続利用することを想定している。引継ぎに際しては、必要に応じて引継ぎ先事業者及びクラウドサービスプロバイダとの間で書面による契約等を行い、かかるべく管理者権限の引渡し等を行って円滑に引き継ぐことに支障がない形で提案を行うこと。なお、引継ぎの期間はNIESと別途調整すること。」
22	別紙1 要件定義書	3.17. 運用に関する事項 (4) 主な運用作業一覧 表33 主な運用作業一覧 No.5 問題管理	課題管理機能の活用を前提として、適切な変更管理を実施	課題管理ツールは、特定のソリューションやアプリケーションを意図したものではなく、使用に定めた業務を遂行するために支障のないことを前提に、弊社から提案可能と考えて宜しいでしょうか。	貴研究所の調達目的に資する最適な提案を検討するために情報提供を頂きたい意図です。	ご認識の通りです。業務遂行に最適なご提案をお願い致します。

項番	該当文書	該当箇所	仕様書原案の記載内容	仕様書原案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答内容
23	別紙1 要件定義書	3.17. 運用に関する事項 (4) 主な運用作業一覧 表33 主な運用作業一覧 No. 8 システム構成管理	構成管理の対象に「データ」を含む旨が記載	システムの構成を管理する際に、特定のデータまでを管理の対象とする記載と理解しました。この場合の「データ」として想定されているものをご教示ください。	システムの構成を管理する際に、個々のシステムが管理するデータも対象とするケースについて具体的な対応方法を検討するためです。	本業務において構築される本システムの運用・保守で発生する全ての文書及びデータを対象とする主旨ですので、事業者の提案に寄るところとなります。エコチル調査の調査データそのものは含みません。
24	別紙1 要件定義書	3.17. 運用に関する事項 (4) 主な運用作業一覧 表33 主な運用作業一覧 No. 12 ヘルプデスク業務	表33 12 ヘルプデスク業務 本システムの運用において、以下の作業を適切に実施すること。 ➢ スタッフのユーザー情報更新作業（登録、変更、削除、一覧管理等） ➢ 参加者の組織移管作業 ➢ USB デバイス接続管理作業	左記の作業項目において、現状の作業ボリューム感をご教示いただけますでしょうか。	作業量の明確化のため	以下の通り追記致します。 表33 主な運用作業一覧 No. 12 ヘルプデスク業務 「本システムの運用において、以下の作業を適切に実施すること。 ➢ スタッフのユーザー情報更新作業（登録、変更、削除、一覧管理等）（年間230名程度を想定） ➢ 参加者の組織移管作業（年間60世帯程度を想定） ➢ USBデバイス接続管理作業（年間20件程度を想定）」
25	別紙1 要件定義書	3.17. 運用に関する事項 (4) 主な運用作業一覧 表33 主な運用作業一覧 No19 アカウント管理	・請負者は、NIES からの指示に基づき、ユーザーID（特権 ID 含む）の払い出しは簡単であり、請負者側で手順書を用意することで貴研究所による実施も可能と考えますが、運用経費として積算するのが望ましいでしょうか。「職員でも対応が容易な場合は提案すること」などを追記いただき、評価の加点ポイントとして扱っていただくようなことは可能でしょうか。	請負者の実施とありますが、ご提案予定のSaaS製品でのアカウント払い出しは簡単であり、請負者側で手順書を用意することで貴研究所による実施も可能と考えますが、運用経費として積算するのが望ましいでしょうか。「職員でも対応が容易な場合は提案すること」などを追記いただき、評価の加点ポイントとして扱っていただくようなことは可能でしょうか。	運用経費削減のため。	効率的なアカウント管理も事業者のご提案に期待するところですが、アカウントの払い出しにつきましては本調達に含めるものとしてお願い致します。
26	別紙1 要件定義書	3.17. 運用に関する事項 (4) 主な運用作業一覧 表33 主な運用作業一覧 No. 20 Web質問票作成支援	Web 質問票作成支援 請負者は、質問票ワーキンググループや個別会議等に参加し、Web 質問票の企画立案・Web 質問票の作成を支援し、作成された質問データを基にデータ定義及び質問票の構造設計を行い、Web 質問票サブシステムへ入力すること～	作業範囲とボリューム感を確認のため以下内容について目安をご教示いただけますでしょうか。 ・会議体への出席頻度や、質問票ごとの質問数について ・年間で作成される単体Web質問票の数について ・1つのWeb質問票に関して、作成後に修正が必要となるケースがあるかどうか、ある場合はその頻度について	作業範囲及び作業量の明確化のため	以下の通り要件定義書に追記致します。 3.17. 運用に関する事項 (4) 主な運用作業一覧 表33 主な運用作業一覧 No. 20 Web質問票作成支援 「請負者は、質問票ワーキンググループや個別会議等に参加（年間15回程度を想定）し、Web質問票の企画立案・Web質問票の作成を支援し、作成された質問データを基にデータ定義及び質問票の構造設計を行い、Web質問票サブシステムへ入力すること。また、構造設計を基に、回答データのデータテーブル作成を行うこと。参加者は年齢別に複数年度に分かれており、最も早いグループの年齢に合わせ、以降、毎年新たな質問票を作成する。質問票は、年度が変わるまでに作成され、回答開始前に代諾者による一連の回答可否の判断が行われるため、集中的に入力作業が行われる必要がある。（参考として、現行では年間に新規作成される単体質問票数はおよそ100個程度、単体質問票毎の設問数は100～200個程度である。新規作成した単体質問票は次年度以降も管理し利用する。また公開質問票作成後に修正が生じるケースはほぼない。）」 2.1. 機能に関する事項 (3) 今後の機能追加を踏ました構成 「2028年度から本システムで新規に配信を開始する2028年度以降のWeb質問票については本業務において作成すること。2028年度に配信するWeb質問票は配信開始に間に合うように2027年度に作成すること。」 また、現行のWeb質問票作成支援業務に係る資料を閲覧資料としてまとめ、調達仕様書に以下の通り追記致します。 調達仕様書 11.2. 入札公告期間中の資料閲覧等 (6) 事業者が閲覧できる資料一覧 ・Web質問票作成支援業務に係る資料

項番	該当文書	該当箇所	仕様書原案の記載内容	仕様書原案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答内容
27	別紙1 要件定義書	3.17. 運用に関する事項 (5)運用業務量(参考) 表34 主な運用業務量（現行のデータ管理システム（参考）） 表35 主な運用業務量（現行の参加者ポータルシステム（参考））	(5)運用業務量（参考） 表34 主な運用業務量（現行のデータ管理システム（参考）） 表35 主な運用業務量（現行の参加者ポータルシステム（参考））	(5)運用業務量（参考）に記載のある業務は「表33 主な運用業務一覧」に記載がないものも実施する必要がある認識でよろしいでしょうか。（お知らせ配信業務・質問票配信業務・質問票対応表作成業務・個別調査結果取込および結果返却業務）	作業範囲の明確化のため	表35 主な運用業務量（現行の参加者ポータルシステム（参考））に記載の作業は、新システムでも実施するものですが、一部記載漏れがありましたので、以下の点を追記致します。 表33 主な運用業務一覧 No.12 ヘルプデスク業務 「・お知らせ配信作業、質問票配信作業、質問票対応表作成作業、個別調査結果取込および結果返却作業を行うこと。」
28	別紙1 要件定義書	3.18. 保守に関する事項 (6) ハードウェアの保守 工 是正保守	納入したハードウェアに対する障害の連絡を受けた場合、2営業日以内に保守員が現地に到着すること。	> 「2営業日以内に保守員が現地に到着すること。またはコアセンター・・・と連携を図り」 2営業日以内はSLAではなくSLOの理解でよろしいでしょうか。 またはセンドバック保守での運用などのご検討いただくことは可能でしょうか。 項目5とも重複しますが、宮古島など遠隔地についても同条件での対応が必要かもご教示頂きたいです。 例えば大都市と遠隔地のサービスレベルを分けて保守レベルを定義させて頂く事はできますでしょうか。	コアセンター及びメディカルサポート、各ユニットセンターが全国に点在している為、オンラインでのサポート保守の場合、費用面で高騰、又は体制確保が難しい可能性が高い	SLO（サービスレベル目標）との理解で結構ですが、宮古島なども同条件を想定しています。 ご意見を踏まえ、以下の通り追記致します。 「・納入したハードウェアに対する障害の連絡を受けた場合、SLO（サービスレベル目標）として2営業日以内に保守員が現地に到着することを目標とすること。 またはコアセンター及びユニットセンターと連携を図り、対応スケジュールを調整の上、保守作業を推進すること。なお、端末記憶装置（HDD/SSD/ハイブリッドHDD等）の交換が必要となった場合を踏まえ、記録されているデータ漏えいを防止するための技術的安全対策（専用ツールによるセキュリティロック等）を担保する資料を事前にNIESに提出し、承認を得ること。」
29	別紙1 要件定義書	3.18. 保守に関する事項 (6) ハードウェアの保守 工 是正保守	納入したハードウェアに対する障害の連絡を受けた場合、2営業日以内に保守員が現地に到着すること。	想定されている保守受付対応時間(平日9時～17時等)はございますでしょうか。	保守内容の検討の為。	以下の通り修正します。 3.18. 保守に関する事項 (1) 保守業務の実施 「ア 問合せの受付時間は、「1.3業務実施の時期・時間(3)ヘルプデスク業務」に記載のとおりとする。」 （「ただし、NIESが緊急かつ業務に支障を来すと判断した場合はこの限りではない。」の削除）
30	別紙1 要件定義書	3.18. 保守に関する事項 (6) ハードウェアの保守 工 是正保守	また、端末記憶装置を交換する必要が生じた際は、交換済みの記憶装置を拠点外へ持ち出す際、事前に NIES から承認を得た技術的安全対策を施したうえで拠点より持ち出すと共に、持ち出した端末のデータ消去を実施することとし、当該記憶装置に対して技術的安全対策を確実に実施し、且つデータ消去を確実に実施したことを見証できる資料を NIES に提出すること。	破棄証明書の提出を行い回収済みの媒体は破棄する事を想定しております。	保守内容の検討の為。	確実にデータ消去されていることの証明を要件とするものであり、記憶装置自体はNIESの資産ではないため破壊することまでは要件としていませんが、実施方法として「破棄証明書の提出を行い回収済みの媒体は破棄する事」を妨げるものではありません。
31	別紙23 機器台数一覧	別紙23 機器台数一覧	南九州・沖縄ユニットセンター 琉球大学 宮古分室など	ユニットセンターに関して、大学名などの記載がありますが、住所情報や県・市レベルの情報を頂戴できますでしょうか。	保守内容の検討の為。	ご意見を踏まえ、要件定義書に以下の通り追記致します。 別紙1 要件定義書 3.3. システム規模に関する事項 (6) 機器数及び設置場所 「なお、設置場所の所在地については以下Webサイトに記載の各ユニットセンターHPを参照。 https://www.env.go.jp/chemi/ceh/about/area.html 」

項番	該当文書	該当箇所	仕様書原案の記載内容	仕様書原案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答内容
32	公告文	6.資料の閲覧	今回の仕様書原案を作成するうえで更改元となる現行システムを含めた調査結果について、資料の閲覧を可能	現行システムのソースコードの閲覧をお願い致します。	本調達における貴研究所の業務及びシステム等の現状（システム構成・規模感等）を把握したうえで、最適な提案を検討するために情報提供を頂きたい意図です。	業務アプリなどNIESの資産であるソースコードについて入札公告時の閲覧資料として対応致します。 調達仕様書 11.2. 入札公告期間中の資料閲覧等 (6) 事業者が閲覧できる資料一覧 ・現行システム（データ管理システム及び参加者ポータルシステム）の以下の資料 ▶プログラムソースコード
33	公告文	6.資料の閲覧	今回の仕様書原案を作成するうえで更改元となる現行システムを含めた調査結果について、資料の閲覧を可能	意見招請時に閲覧を許可していただいた資料一式につきまして、意見招請終了後に再度、閲覧させて頂きますようお願いいたします。	閲覧資料のうち、一部のExcelファイルに画像やオブジェクト等が掲載されていると思われる資料について、ファイル容量が大きいために閲覧が制限されており確認することができませんでした。また、意見招請に必要な情報については概ね確認いたしましたが、提案に向けて引き続き現状理解に努めたいと考えており、再度の閲覧を希望するものです。	希望される事業者様におかれましては、入札公告日から開札日時まで資料閲覧を受付させて頂く予定ですので、お申し出頂ければ幸いです。